

懲戒処分について

北海道教育委員会
令和4年（2022年）12月22日付
担当 総務政策局 総務課 職員公務管理係 内線35-208

番号	被 処 分 者	処分内容	事 案 の 概 要
1	石狩管内 高等学校 事務主任 女 性 （48歳）	減給1か月 〔給料の10分の1〕	平成31年4月から令和3年6月までの間、高等学校等就学支援金支給などに伴う授業料徴収事務に関し、本来徴収すべき授業料の徴収を怠り、徴収の必要がない授業料を徴収した上、還付を怠った。また、本件事故発覚後、上司から報告等を求められた際、曖昧な返答を繰り返したことで、結果として授業料の未納額を増大させた。 (管理監督者：文書訓告2名)
2	帯広市 特別支援学校 事務長 男 性 （59歳）	戒告	当時の所属において、高等学校等就学支援金支給などに伴う授業料徴収事務に係る職務義務違反事故にかかわり、直属の上司及び管理職員として、業務の進行管理など職員への指導監督を徹底すべき立場にありながら、それらを怠った。